

日亜化学工業対価請求事件の 和解による終結に関する考察

久留米大学法学部法律学科助教授 会員 帖佐 隆

目 次

1. はじめに
2. 本事件の一審判決の見方
3. 「和解についての当裁判所の考え」（東京高裁）
4. 和解の内容
5. 中村修二氏側の対応
6. おわりに

.....

1. はじめに

一審判決⁽¹⁾において200億円支払を命じたという
ことで話題をさらった、中村修二氏（元従業者（以下、
単に「従業者」ということがある。））対日亜化学工業
（元使用者（以下、単に「使用者」ということがある。））
の対価請求権（特許法35条3項）に基づく対価請求
事件（平成16年（ネ）第962号、平成16年（ネ）第
2177号）については、先だって平成17年（2005年）
1月11日に和解が成立した。

本事件においては、被控訴人（一審原告）である中
村修二氏のキャラクターや言動、彼の問題提起、中村
氏の業績に対する評価、訴訟にわたるいきさつ、そし
て一審判決における認容金額の大きさ等、数々の話題
を提供した。結果、この問題は、いわゆる知的財産関
連の業界のみならず一般ニュース等にも登場し、国民
的話題となったのであった。

しかし、その割には、和解といううやむやな決着に
終わってしまい、この事件に注目していた国民からす
ると中途半端な感があり、また果たして真相はいかな
るものであったかが表に出ないまま終了してしまった
感が否めない。

私は、ここ数年、職務発明問題を注視してきたが、
本件についてもどのような判決が出るかと興味を抱い
ていたところであるが、やや残念な心境でもある。そ
こで今回は私なりに本事件の見方や考え方等について
見解を述べてみたい。

2. 本事件の一審判決の見方

まず、本事件の一審判決⁽¹⁾について見てみたいと思
う。一審判決では、中村氏のいわゆる404特許（特
許2628404号）による使用者が受けるべき利益（独占
の利益）を1208億円と認定し、そのうちの使用者貢
献度は50%で、従業者たる中村氏の貢献度は50%で
あるとし、対価は604億円であるとした。そして、請
求額を限度として200億円の支払を認容する判決と
なった。

この判決の見方であるが、やはり、使用者側の主張・
立証に信憑性がないとされ、その結果、従業者側から
のみの主張・立証を基礎として判断がなされた（そう
せざるを得なかった）ことによると私は考える。一審
で使用者側は、その対価の鑑定にあたって、404特許
があったがゆえにマイナスであった、としている⁽²⁾。
しかし、404特許が存在したから、マイナスになった
などとまで言うには言い過ぎの感がある。

よって、裁判官が対価額を評価するうえで、これら
の主張及び証拠は信憑性の面で採用できないと考えた
のであろう。その結果、民事訴訟の原則として、弁論
主義をとることから、一方サイドが出した主張及び証
拠に基づいて判断せざるを得なかった。その結果、一
審における原告従業者側に満額とする判決（200億円
判決）を出した（出さざるを得なかった）ということ
と考える。

さらに言うならば、日亜化学工業が得た利益に対し
て404特許が寄与しているかどうかは高裁段階でうや
むやとなってしまうが、当該一審判決の背景には、
404特許の成否にかかわらず、中村氏が青色LED等
の事業に大きく貢献し、かつ、それによって、日亜化
学工業の売上げに大きく貢献した蓋然性が高いことが
ある。また、青色LED等の分野が事業として伸びる
分野であることが予想され、現に伸びたということも
ある。それに、もし仮に404特許が独占による利益に

大きく貢献していないとしても、訴訟手続において対象特許を差し替えるということがあれば、独占による利益を大きく算定しうる特許が登場する蓋然性が高い(中村氏が関与した特許は100件以上ある)。このような背景によって、404特許の価値判断がどうであっても、結論の具体的妥当性に大きく影響しない(異論はあるが)ということが裁判官の思想の中にあっただと考える。

これに対して、当該200億円判決を批判する論調が相ついだ。例を挙げると、現実性のない判決であるとか、このような判決では使用者は倒産する、などというものであった。確かに将来分については、現実的に、現在利益として得ていない以上、今支払え、とするのは酷である感がある。しかし、この点については、支払時期についてある程度の訴訟指揮を行えば足りる話であり、立法論にまで踏み込めば、「受けるべき利益」を「既に受けた利益」と変更して対価請求権を存置する方法だってある(この方向の改正論は実現可能性がきわめて低いが対価請求権を存置する考え方と言えばすっきりする考え方である)。

このように考えると、200億円判決が現実的でないとする論調や、特許法35条にいう対価請求権に構造的な問題があり、対価請求権自体を廃止すべきだとする意見⁽³⁾は正しくない。もしも一審段階から、日亜化学工業が中村氏の貢献をある程度認め、例えば中村氏が多くの研究者の中のいちメンバーにすぎないとする立場にあったとしても、中村氏の実績に沿った主張立証活動を行えば、結論は違ってきていただろう。そう考えると前述の論調は正鵠を射ていないのである。

3. 「和解についての当裁判所の考え」(東京高裁)

それでは、今回の東京高裁における和解についてみていきたい。今回の和解の成立には裁判所からの強い意思が働いていると考えられる。そしてその裁判所の強い意思によって当事者(特に被控訴人(一審原告)側)に和解に応じざるを得ないとする意思が生じたようである。現に裁判所からは「和解についての当裁判所の考え」(以下『「考え」』という。)として裁判所が考える対価額が出され、それが社会に向けて公表されている。一方、今回和解勧告といっても既に結審し、かつ、裁判所から算定基準まで示された上での和解であり、判決ではないが、東京高裁の対価額に対する考え方が

強く出ている。そこで、まず、この東京高裁の「考え」(http://courtdomino2.courts.go.jp/K_intro.nsf/27bcc822eaca15de49256b13000b8f60/3c9e92676d8a73b849256f86001df48f?OpenDocument)から検討していきたい。

(1) 内容

今回の和解の内容は、日亜化学工業株式会社は、中村修二氏に対し、同人が同社に在職中になしたすべての職務発明についての特許を受ける権利(日本国特許及び実用新案登録を受ける権利並びにこれらに対応する外国特許を受ける権利を含む。)の承継の相当の対価として金6億0,857万円及び遅延損害金2億3,534万円を支払うというものであった。そして、その算定の根拠は、上記「和解についての当裁判所の考え」に示されており、和解の額は裁判所が判示したに近いものとなっている。ここでは、裁判所は合計の対価額を6億0,857万8,801円と算定しており、もし、和解に応じなかった場合には、この額で判決がなされることを、におわせるものとなっている。また、この合計の対価額を中村氏が在職中になしたすべての職務発明についての対価である、ということになっている。

上記6億0,857万8,801円を算定するにあたっては、次の算定方式が用いられた。すなわち、当該「考え」は使用者が受けるべき利益であるとして、対象製品の売上げに乗ずる実施料率は、平成8年までを10%と、平成9年以降については7%と算定している(平成9年以降は技術の進歩が著しい分野であることを考慮したという)。そして「発明がされるについて使用者等が貢献した程度」については、一律95%とし、結果従業者貢献度は5%となった。

(2) 批判

①しかし、この「考え」に対しては批判を加えざるを得ない。判決としての拘束力があるわけではないから、批判の対象となりうるのかどうか難しいのかもしれないが、事実上、この和解勧告に従わなければこの内容あるいは原告側にとってこれを下回る額の内容での判決がなされる可能性を感じさせるものであり、また、結審した後の額の判断までなされた勧告である。よって、そのような性質を持つ以上、やはり批判を加えざるを得ないと感じている。

私は単なる減額(そのもの)を批判するつもりはな

い。使用者側の主張立証等の結果減額に理由があれば、それはそれで一つの結果であり、厳粛に受け止めなければならないと考えている。

また、私は、裁判所による対価の額及び採用した実施料率、貢献度の値については、基本的に批判を加えるべきでないと考えてきた。これらの値については、使用者と従業者あるいは第三者それぞれによって主張が異なる。そして、それぞれの主張が異なるからこそ紛争となってきた。よって、このような問題について法律を手段として判断し、当事者の主張を検討し、両者の紛争を解決する機関が裁判所である。よって、過去の判決において実施料率、貢献度の算定が私の考え方と異なっているとしても、司法の場に委ねられた以上、法律に忠実に従って裁判所が判断するかぎり、それは批判すべきではないと思っていた。

しかし、今回は批判を加えさせていただきたい。なぜならば、今回は額の大小の問題ではなく、法律の解釈自体に問題があると考えからである⁽⁴⁾。よって、法律論に関して、浅学の身ながら批判を加えることをお許しいただきたい。

② すなわち、なぜ今回批判するかというと、上記「考え」の説示事項が法律及び過去の判例に沿ってないと考えるからである。以下、そのいくつかの点について述べる。

i) 最初に、当該「考え」では、『特許法 35 条の「相当の対価」は、「発明により使用者等が受けるべき利益」と「発明がされるについて使用者等が貢献した程度」を考慮して算定されるものであるが、その金額は、「発明を奨励し」、「産業の発達に寄与する」との特許法 1 条の目的に沿ったものであるべきである』としている。この判断のうち、後段の『その金額は～』以下の部分は明らかにおかしい。なぜならば、発明対価の判断に余計な要件が付加され、過去の最高裁判例であるオリンパス事件⁽⁵⁾の判示事項に明らかに反するからである。

オリンパス事件では、『特許法 35 条の「相当の対価」は、「発明により使用者等が受けるべき利益」と「発明がされるについて使用者等が貢献した程度」を考慮して算定される』ことを最高裁判例として確定したが、これは平成 16 年法改正前の特許法 35 条 4 項の条文に忠実な解釈であり、余分な要件を付加することは許されないのである。

また、付加された要件に『特許法 1 条の目的に沿っ

た』との文言が入り、一見体裁を整えているが、これも説得力に欠く。なぜならば、『特許法 35 条の「相当の対価」は、「発明により使用者等が受けるべき利益」と「発明がされるについて使用者等が貢献した程度」を考慮して算定される』ことを忠実に行うことこそが特許法 1 条の目的に沿うことなのであり、また、法律もそのようにできているのである。つまり条文に忠実に解釈することが特許法 1 条の目的に沿うのに対し、条文にない要件を付加し、解釈をおかしくしていると私は考えるのである。

このようになんでも特許法 1 条を単に持ち出しただけで事足りるとするならば、条文の解釈は、いかようにでもなることとなる。もっとも特許法 1 条は法目的であり、すべての条文の解釈は、特許法 1 条という法目的に帰するわけであるから、1 条に反する解釈は許されないのは間違いない。しかし、特許法 1 条を言うのならば、そのような解釈をとることによって、なぜ、そして、どのように 1 条の趣旨に沿うのか、かなり多くを掘り下げて説明せねばなるまい。しかし、その説明部分は非常に少ない。

ii) とはいえ、上述 i) で述べた部分の次の部分に一応説明する部分がある。そこでは、『そのような職務発明の特許を受ける権利の譲渡の相当の対価は、従業者等の発明へのインセンティブとなるのに十分なものであるべきであると同時に、企業等が厳しい経済情勢及び国際的な競争の中で、これに打ち勝ち、発展していくことを可能とするものであるべきであり、さまざまなリスクを負担する企業の共同事業者が好況時に受ける利益の額とは自ずから性質の異なるものと考えるのが相当である。』とある。これもおかしい。

対価請求権廃止（反対）論が多く語られる中で、その論拠として多く語られるものにこのリスク負担論がある。しかし、このリスク負担論を意識し、対価算定に新たな要件を付加することは妥当でないことである。

対価請求権が「使用者が受けるべき利益」すなわち「独占による（独占によって余分に得られた）利益」を基準とし、発明対価はあくまで通常の利益を超える分しか対象にしないということは、通常の利益、すなわち、従業者が一般の企業活動で得た利益は対象にせず、当然のことではあるが企業が一般の企業活動で得た利益分は当該使用者に保障する内容となっている。

よって特許権の効力とは関係ない利益は当然ではあるがすべて使用者のものなのであり、ここで使用者のリスクは一応考慮されているといえるはずである。

また、対価請求権が「使用者側の貢献度」を基準としているが、この使用者貢献度の中に設備投資等が含まれるのは言うまでもないことであり、従来の判例での基準にいう「使用者側の貢献度」の中に使用者のリスク負担という観点は含まれているはずなのである。結果、従来の判例での基準にいう「使用者側の貢献度」以外にも、「リスク負担」を考慮した要件（1条要件）をつけた上で「使用者側の貢献度」を再算定すると、同じ内容を二度カウントしていることになるのである。

このように考えると「リスク負担」という点はすでに考慮されている要件であるのに対し、わざわざ「1条要件」なるものを付加して「リスク負担」なるものにさらに配慮をすることは条文の趣旨を曲げ、同じ要件の二重カウントとなってしまう、結果、使用者側の主張を過剰に認めることとなってしまうている。これはおかしい。

iii) また、上記「考え」にいう説示の結果、当該「考え」の結論として使用者貢献度について、『特許法35条の上記立法趣旨、上記2例の裁判例、及び本件が極めて高額な相当の対価になるとの事情を斟酌し、95%を相当としたものである』と説示している。これもまた妥当でない説示である。

なぜならば、高額な判決を出すことで使用者側が倒産し、産業の発達を妨げるとの誤った認識に基づいて説示していることが見えるからである。今回、日亜化学工業が遅延利息を含めて合計約8億円もの額の金銭を支払わなければならないにもかかわらず、事実上の勝利宣言⁽⁶⁾をしているのはなぜだろうか。それはまだまだ資力が充分にあり、約8億円で中村氏と手が切れるならば安いと考えているからではないだろうか。

職務発明制度上、資力なきところに高額対価の認定がされようがないのである。一番で高額判決が出たのは、特許によって得られた資力が使用者側にそれだけ認められるからこそであろう。にもかかわらずそういった状況に目をつぶり、大元の額が大きいことだけに注目することによってはじめに減額ありきの上記説示を行い、その結果、安価な額を新たに引き出すということは、両者の貢献のバランスから見て圧倒的に使

用者有利な結果となったことは間違いない。

また、従業者側のインセンティブを引き出すには数億円程度あればインセンティブを付与するに充分であるとの前提に基づいて説示していることも見える。これもおかしい。この説示事項によれば、対価額が高額になれば、上限が設定される、との印象を従業者側に与えることになるし、また、対価額が高額になれば、従業者貢献度は一律に5%にしかならないとの印象も与える。また、今後従業者貢献度はすべて一律5%だとの印象も招きかねない。従業者にこのような印象を与えることが果たして発明へのインセンティブにつながるのだろうか。私はそうは思わない。従業者側に与えるのは失望感だけであって、結果、発明意欲を大きく減退させることとなろう。これこそ特許法1条の趣旨に反するのである。

百歩譲って、使用者側に配慮することが産業の発達に寄与する面があるとしても、上記の発明意欲の減退による産業の発達への弊害とどちらが大きいかわからないではないか。そのようなわからない中であえて要件をひとつ追加して、従業者貢献度を二段階で評価して結果減額することは、特許法の法律判断として妥当ではないのである。

このように、東京高裁が条文に忠実に解釈しなかったのは、やはり妥当でないと考えてし、従業者使用者両者のバランスを考え、特許法1条にいう産業の発達を目指すのならなおさら、法律の条文そのもの、及び、前掲オリンパス最高裁判例等のこれまでの判例と同様に条文に忠実に解釈すべきなのである。

また、当該勧告文が日立製作所事件東京高裁判決⁽⁷⁾と、味の素事件東京地裁判決⁽⁸⁾を引用してきて、対価判断の理由であるかのごとく説示しているが、引用の意味がまったく理解できない。読み方によっては、両判決のうち小さいほうの従業者貢献度にならったかのようにも読めるが、貢献度を提示するのに、なぜ小さいほうにならったのかもよくわからない。

4. 和解の内容

以上の「考え」に基づいて、中村修二氏と日亜化学工業の間に和解が成立した。日亜化学工業が発表した和解内容によれば⁽⁹⁾、在職中になしたすべての職務発明についての特許を受ける権利を承継済みであること、その対価として金6億0,857万円、及び、遅延損

害金（約2億円）の支払義務のあること、職務発明に関する本件紛争及び本件以外のすべての紛争について本和解により解決したことを相互に確認すること、控訴人及び被控訴人は、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認すること、等を両当事者が確認したこととなっている。

すなわち、中村氏がすべての職務発明を承継済みであって、その総額が6億0857万円であるということであり、もはや中村氏は他の特許すべてについて職務発明における対価を日亜に請求できないということである。

この和解内容は、かなり中村氏に不利なものであることは間違いない。なぜならば、今回の職務発明訴訟はいわゆる404特許を対象としたものだったにもかかわらず、本件和解では、中村氏の日亜化学工業における職務発明に係る特許すべてが対象になっており、しかもその全特許での和解額が200億円（604億円）から2桁下がった約6億円である。その安くなった対価で、承継したすべての職務発明に関する特許に関して一切の権利主張ができなくなった、というのである。二重三重にも中村氏サイドからみて納得がいかないはずであるのだが、どうして、和解が成立してしまったのであろうか。

5. 中村修二氏側の対応

(1) 弁護団コメント

以上の対応について、2005年1月11日に代理人弁護士である升永英俊氏ら弁護団は記者会見を行い、そして、ホームページ上にコメントを出した（<http://www.tokyoewa.com/airo/lwyrscmnt170111.htm>）。これによれば、『提訴時の平成13年8月以前、2万円であった「褒賞金」は、本件和解により、不十分ながら、8.4億円（利息を含む）の「発明の譲渡の対価」に変わりました。』とあり、当該訴訟の意義を強調している。確かに、発明対価という面で技術者の貢献を世に問うたこの訴訟の意義はあったと思うし、社会に対する問題提起になったというのは私も認めるところである。また、対価請求権を実際に行使しなければ、2万円でおさめられていた発明対価に法律解釈を踏まえた考え方を入れられることもなかったであろう。また、対価請求権の考え方を広く世に広めたとも言える。よってこの訴訟の意義は私も認めるところである。

しかし、今回和解に応じたことに関して、『「①和解に応じなかった場合に予想される判決内容（中略）など、本件に関する全ての事情を考慮して、依頼者の最大利益は、和解勧告を受諾することと考える」と依頼者に助言し』たとあるが、和解は本当に依頼人の利益に沿うのであろうか。依頼人は社会的意義を問う旨のコメントを出していたのであるし、日経ビジネス記事⁽¹⁰⁾によれば、依頼人は、最高裁まで訴訟を継続したい旨言ったという。また、当コメントでは、『本件和解金額（8.4億円（利息を含む））は、中村教授の発明より生ずる利益が巨大であるが故に、発明により生ずる利益の額があるレベルに達すると、相当対価の額は頭打ちすることを意味します』とあり、これは上述のとおり「考え」からの帰結なのであるが、これは確定判例による判示ではなく、上述したとおり、高裁の考え方にすぎないし、上述した通り、過去の判例に沿わない事項なのである。よって、もしこの「考え」が判決になるとしたら、このことこそ争わなければ、社会的なこの訴訟の使命を完全に遂行したことにはならないのでないだろうか。上記の「頭打ちすることを意味します」の部分は、この「頭打ち」をもはや当然のものとして捉えているこのコメントに私は違和感を覚えるのであり、また弁護士としてその点を訴訟で掘り下げることが重要なことではないかと考えるのであるが、いかがであろうか。

また、当該コメントには、『最後に、「職務発明の譲渡対価」の問題は、他人事ではなく、技術者一人一人が、自分自身の問題として、各自が背負ってゆくべき問題です。自らは何もせず、他人がそれ解決してくれることを期待して待つていれば、あるいは戦っている他人に声援を送ってあげれば済むような問題ではありません。』との一文があるが、このコメントには大いなる違和感を覚える。言われなくとも、ほとんどの技術者は、日々問題意識をもって、日々を送っている。しかし、この訴訟をマスコミを通じて宣伝し、社会的意義を強調してきたのは、中村氏及び升永氏ら弁護団サイドであろう。その主張に共感し、拍手を送った人々に対して出すものとして上記コメントはあまりにも失礼なのではないか。むしろ技術者を馬鹿にしているとられても仕方のないコメントである。このようにはしごをはずすようなコメントを出すとなると、誰も升永氏らの主張に今後耳を貸さなくなるのではないのだ

ろうか。

(2) 中村氏コメント

これに対して、翌2005年1月12日に中村修二氏は単独で記者会見を行った。そして彼の主張は日経ビジネス誌等にも掲載されている⁽¹⁰⁾。ここで中村氏は、「日本の司法は腐っている」、「日本の技術者全員の敗北」とある。確かに高裁の上記「考え」、和解勧告、及び訴訟指揮等に批判を加えたい気持ちは充分理解できるところである。

しかし、「日本の司法は腐っている」、「日本の技術者全員の敗北」とは少し言いすぎなのではなかろうか。なぜならば、当該和解勧告に不服ならば判決を受け、さらにそれに不服ならば上級審による判断を求めるといふ道がなお残っているからである。民事訴訟法318条1項には、最高裁判所の判例と相反する判断がある事件については上告受理の申立ての理由になる旨規定されている（また、前掲の弁護団コメントにも上告審、差戻審及び第二次訴訟の可能性にも触れている）。そうすると、これまで述べてきた、対価の額が高額の場合は上限を設定するとする判断は、過去のオリンパス事件の最高裁判断と相反する判断であると言いうから、少なくとも、まだまだ争う道は途絶えたとはいえないのであったのである。

そう考えると争うべき道がまだあったのにもかかわらず、「日本の司法は腐っている」と司法全体を談じてしまうのは、司法全体に携わる人々に対してかわいそうな気がするし、不服があるのなら和解をすべきではない。争うべきは争い、不服申立手段が尽きてはじめて「日本の司法は腐っている」と言えるのではないだろうか。

また、前掲日経ビジネス⁽¹⁰⁾に寄せられた中村氏のコメントによると、升永氏からの今回の訴訟に関するアドバイスのみを根拠として日本の司法制度全体を批判している点が少し残念である。確かに升永氏は優秀な弁護士なのかもしれないが、やはり一人の弁護士の一つの判断にすぎず、その判断だけを根拠に日本の司法制度全体の批判はできないと思うのである。おそらく今回の事案に接した場合、さらなる「主戦論」を唱える弁護士も相当数存在するのではないだろうか。こう考えると、他の弁護士のセカンドオピニオンを得る、等の方法はなかったか。その点がやや残念である。

とはいえ、中村氏のおかれている状況を考えると、和解をせざるを得なかったという点も理解できないことはない。上記「考え」の考え方が判決となると、中村氏の全特許で6億円なのであるから、404特許のみを争っている本訴では、これをさらに下回る数千万円程度の額の判決が出てこれが確定してしまう可能性がある。こうなれば、当該裁判で発生した費用（数千万円程度かかったと考えられる印紙代や相当額となるであろう弁護士費用等）を当該裁判では回収できず、他の特許を擁して第二次訴訟を行うとしても、一時的かもしれないが赤字が発生してしまい、個人の立場では金銭的その他の理由でかなり苦しい立場に追い込まれてしまうのだろう⁽¹¹⁾。以上の事情を考慮すると、ここで訴訟をやめてしまうことをあえて強く批判できない気もするのである。

(3) 中村氏及び弁護団側の対応に対する疑問

① 和解について

とはいえ、お金ではなく、社会的意義を問う旨、マスコミ等でコメントしていたことを考えると、訴訟を継続して欲しかったという気持ちが第三者である私からみて思うところである。やはり最高裁まで争うべきではなかったか。その点、弁護団にも配慮が欲しかったところであるし、弁護団の協力があればそれは可能であったであろう。また中村氏にも初志を貫いて欲しかったところである。

上述したとおり、法律解釈に無理があり対価額を低く抑えている上記「考え」でさえ、中村氏の特許すべてについて約6億円の対価を認定しているのである。オリンパス事件の判例等にみられる従来の算定法を使用すれば、まだ増額の可能性は充分あるのであるし、異なる対象特許で第二次訴訟を行えば事実認定についてもまだ争える可能性は充分あると考えるのだが、いかがであろうか。

それに、こういっては失礼かもしれないが、このような形で和解に応じるのは、中村氏が本当に偉大な発明者であるのかどうかの結論が、ある意味グレーのまま終わってしまうこととなる。前掲(3)の論文や、技術に詳しい一部の人々からは、中村氏の業績を疑問視する声もある（私にはわからない）。このような声を払拭し、司法の場で自己の業績を客観的に証明するためにも、よい機会であったのだから、最後まで訴訟を

完遂して自らの業績が素晴らしいことを立証して欲しかった。またそれが客観的に証明できるのが対価請求訴訟である。にもかかわらず今回のこのような終わり方をしたのはこういった声を永久に払拭できないことになってしまうのである。

② 訴訟戦略について

また、中村氏及び弁護団サイドの訴訟戦略はこれでもよかったのかという点にも疑問が残る。今回、中村氏サイドにおいて対象特許として404特許を選択したことは、一種の戦略であるとは思っていた。例えば、形勢が不利になれば、対象特許の差し替えもありうると思っていたし、当該訴訟の結果を見つつ、第二次、第三次訴訟へ進んでいくのかとも思っていた。従って、404特許単体に仮に無効理由があったり、価値が小さかったりしたとしても、中村氏の業績全体として200億円以上の価値がもしあるとするならば、最終的に200億円相当の支払が確定するのであるから、具体的妥当性もしくは社会への影響という観点からみても、大勢に影響はないと考えていた。一審判決も同じ考え方であろう。

しかし、404特許について高裁段階で形勢が不利になってしまったのに対し、そこで訴訟をやめてしまうという今回の決断には非常に驚いている。二の矢、三の矢はなかった。そして、中村氏が発明した職務発明に係る特許すべてについて和解に応じてしまった。すなわち404特許以外の他のすべての特許についてもはや対価額を争えないのである。これではあまりにもマイナスな決断のように思えるのである。

訴訟をはじめた当初、今回のような状況は想定には入っていなかったのであろうか。もちろん訴訟は勝つつもりで行っているであろうが、このような場合のシミュレーションが訴訟の提起時に一切なかったとすれば、特に弁護団に疑問が残る。

一方、経済的理由や時間的理由から一発勝負で行くのならば、訴訟を遂行するのにもっとも有利な特許が404特許なのか、または他の特許なのか、はたまた全特許を掲げてすべて勝負に行くのがよいのか、といった検討は充分に行われたのであろうか。対象特許が実績に貢献していなければ、「使用者が受けるべき利益」は小さく認定されるのは当然である。全体として中村氏に功績があるとしても、対象特許がもしもピンボケであれば、対価請求権の制度として、低額の対価額に

なってしまうのは当然である。よって、この点は私が大いに疑問に思うところである。

6. おわりに

以上、当事者に対して随分批判めいたことを書いてしまったが、全体的にみれば、私はこの訴訟の提起については評価できると考えている。公にはできない事情もあるのであろうし、社会的な問題提起という部分では充分であった。また社会的に発明対価の問題や技術者の処遇について議論される端緒となったのは、よかったと思う。

また、裁判所は技術評価ができないであるとか、結局発明者を幸せにしなかったなどといった特許法35条にいう対価請求権廃止論については、この和解があってもなお、妥当でないと考えている。不充分ではあるが、2万円とされた中村氏の発明対価が見直されるにはこの訴訟しかなかったわけであるし、対価請求権を廃止してしまったら、不服申し立ての手段が一切ないことになってしまうため、技術者の意欲が減退し、特許法1条にいう産業の発達に寄与しないこととなるからである。

注

- (1) 平成13年(ワ)第17772号。平成16年(2004年)1月30日東京地裁判決。
- (2) 一審における使用者側(日亜化学工業)の主張・立証として、新日本監査法人鑑定書を提出して14億9000万円の損失であるとした。しかし、判決はこれをしりぞけている(上記(1)に示す平成13年(ワ)第17772号判決)。
- (3) 正鵠を射ていないと私が特に思う論文の中に、松山遙・西本強「職務発明訴訟における構造的な問題」(日経BP知財Awareness (<http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/manufacture/jinvent20040615.html> 他))がある。これは全10回のインターネット上に開示された論文であるが、その多くに、中村氏404特許の技術的解説や無効理由の存在を示唆する技術的解説がなされていて、最後に対価請求権の廃止を求める論陣を張っているが、技術的解説ばかり多く、廃止論の論拠としては薄弱である。
- (4) 過去の判決においては、過去における使用者の慣行を無視するのは妥当でないとか、実施料率や貢献度の算定に根拠が薄弱だとする批判が相ついだ。しかし、前者については、法律に従って判決を出そうとする裁判所に対して、別の基準で批判を加えようとする本末転倒なものであり、これは批判するほうがおかしい。また、後者については、対価の額や貢献度のパーセンテージの判断に一種の飛躍感を感じているのだろうが、背景説明は充分

になされているため、これを批判している勢力である一部の使用者達が一方的に決定した対価の額に比べれば遙かに説得力がある。よって、この批判もあたらないのである。そして、本論文はこれらの批判とは一線を画した法解釈についてのものであることをご理解願いたい。

(5) 最高裁判決～平成 13 (受) 第 1256 号。平成 15 年 (2003 年) 4 月 22 日最高裁第三小法廷判決。

高裁判決～平成 11 年 (ネ) 第 3208 号。平成 13 年 (2001 年) 5 月 22 日東京高裁判決。

地裁判決～平成 07 年 (ワ) 第 3841 号。平成 11 年 4 月 16 日東京地裁判決。

(6) 日亜化学工業ホームページ「東京高等裁判所 平成 16 年 (ネ) 第 962 号の和解について」<http://www.nichia.co.jp/domino01/nichia/newsnca.nsf/2005/01115>

その中に「当社の主張をほぼ裁判所にご理解いただけたと考えています。」とある。

(7) 平成 14 年 (ネ) 第 6451 号。平成 16 年 (2004 年) 1 月 29 日東京高裁判決。

(8) 平成 14 年 (ワ) 第 20521 号。平成 16 年 (2004 年) 2 月

24 日東京地裁判決。

(9) 日亜化学工業ホームページ「和解条項」

<http://www.nichia.co.jp/domino01/nichia/newsnca.nsf/2005/01113>

(10) 日経ビジネス 2005 年 1 月 24 日号 125 頁以下～敗軍の将、兵を語る～『司法が技術者の夢を潰した』(中村修二氏)

(11) 日経産業新聞 2005 年 1 月 12 日付 24 面の青山紘一氏のコメントに「企業が本気を出して攻めれば個人の発明者は極めて弱い立場であることを改めて確認した。」とあるが、金銭面についてもそれが言えると思う。しかし、だからといって、対価請求権制度に問題があるということにはならないと私は考える⁽¹²⁾。他に救済手段がないからである。

(12) このように考えると、企業は、まず、「強行規定に違反する取扱い」を改めるべきであると考え。この点については、帖佐隆、辻丸光一郎、青山紘一「職務発明制度の改革に関する一考察」(2004 年 7 月日本知財学会発表予稿)においても述べた。

(原稿受領 2005.2.28)